

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(福祉事業の種類)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(福祉事業の種類)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>休養に関する事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>

- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

2 略

様式第19号（第26条関係）

- (その1) 略
- (その2)

略	福祉事業記録簿			
略				
リハビリテ ーション			・ ・	
略				
略				
略				

- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

2 略

様式第19号（第26条関係）

- (その1) 略
- (その2)

略	福祉事業記録簿			
略				
リハビリテ ーション			・ ・	
休養			・ ・	
略				
略				
略				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第16条第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。